

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年9月4日（木）午後5時～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）金額審議について
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。藤本委員はオンラインでのご出席でございます。

このため、本専門部会は、9名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

部 会 長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

それでは議題1「金額審議」に入ります。

最初に、前回第6回目の金額審議の概要を申し上げますと、

労側からは、

他県への人材流出防止などの観点から、現時点では提示金額を変更する要素はないと考えている。よって、新たな金額提示は行わない。発効日については、使用者側の意見について理解はするものの、発効日を大幅に繰り下げることについては賛成しかねる

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

各種統計等から見ても価格転嫁はあまり進んでいない。経団連加盟企業の賃上げ率でも4.35%である。根拠もなく新しい金額を提示することはできない。発効日については、周知や準備期間、年収の壁による労働時間調整なども踏まえた発効日を提案したい

などのご意見がありました。

本日は、7回目の金額審議となります。

本日は審議を尽くして取りまとめを行いたいと思います。労使委員の皆様、ご協力をお願いします。

まずは、全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。使側委員いかがですか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、雇用環境均等室奥の委員会室を控室として用意しています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長

本日は最初に、使側から、ご意見をお聞きしたいと思います。

労側は、控室にご移動をお願いします。

それでは、これから、公使会議に入ります。報道関係者の方は、傍聴できませんので退出をお願いします。

公労・公使会議が終了し全体会議を再開する際に、事務局からお声かけします。

それでは公使会議を始めます。

(二者協議)

部会長

それでは、議事を再開します。

報道機関の方については取材される方は報道席にお着きください。

大分県最低賃金専門部会運営規程第6条により、率直な意見の交換の妨げとならないよう、写真、動画の撮影についてはご遠慮ください。撮影可能な時間帯になりましたら改めてお声かけしますのでよろしくお願いします。

労働者側委員、使用者側委員より、それぞれ今回の改正に対する考え方、引上げ額等をお伺いした上で、全会一致の結論が得られますように公益で調整を行いましたが、意見の一致は得られませんでした。

よって、改正決定を行うため、採決により改定額及び効力発生日を決定したいと思います。

採決に当たり、公益委員の見解を少し述べさせていただきたいと思っています。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条第2項に定める三要素、すなわち、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して定めるべきところ、大分県下でも物価が上昇しており、賃金を引き上げないと労働者の生活が圧迫されることから、労働者の生計費を考慮した引き上げ額を検討する必要があること、生計費確保の観点から現状の最低賃金額を引き上げる必要性がある点は公労使とも意見が一致していること、大分県下の統計調査や経済指標を考慮しても、九州地方の他県と比して経済状況が悪化しているとの調査結果は見られないこと、これは要件の解釈ですが、通常の事業の賃金支払能力という要件は個々の事業者の支払能力を意味するものではないこと、を踏まえると、少なくとも、中央最低賃金審議会で示された目安答申額である64円の引き上げは必要であると判断いたしました。

また、今年度の九州地方における他県の地域最低賃金引き上げ状況は、目安答申額を上回る県が多いことから、少子化に歯止めがかからない現状では、大分県下における労働者確保の観点から、単に目安答申額に依拠するのみでは労働者確保の観点から十分とはいえないことを考慮いたしました。次に、大分県の隣接県の1つである熊本県では地域最低賃金を82円引き上げられました。両県間では労働者の相応な数の往来が認められ、人材確保の観点からは、大分県の引き上げ後の地域最低賃金額が熊本県の引き上げ後の地域最低賃金額と近接する或いは同等であることが望ましいということもあります。

他方で、過去最高の引き上げ額となることや大分県下の事業者において価格転嫁が十分に進んでいるとはいいたくないこと、また、物価高対策として賃上げのみを重視することが適切とはいえないことも考慮いたしまして、公益委員としては引き上げ額を81円、最低賃金を1035円とすることが妥当と判断いたしました。

なお、最低賃金の発効時期につきましては、引き上げ率8.49パーセント、引き上げ額81円という過去最大の引き上げであるということで、事業者側の準備が必要あることや国の助成金等の周知期間などを考慮いたしまして、指定発効として令和8年1月1日を発効日とするのが相当と判断いたしました。以上でございます。

それでは、これから採決に入ります。

改正する大分県最低賃金について、本年度の最低賃金の改定額は、
現行の時間額 954 円から

81 円を引き上げ 1035 円、引き上げ率 8.49%（目安額＋17 円）
とし、発効日を指定日発行で令和 8 年 1 月 1 日とすることに、

賛成の委員は、挙手をお願いします。

反対の委員は、挙手をお願いします。

賛成 5 名、反対 3 名、賛成多数でございます。

したがって、大分県最低賃金の時間額は、現行の 9 5 4 円から

81 円を引き上げ 1035 円、引き上げ率 8.49%（目安額＋17 円）
とし、発効日は指定日発行で令和 8 年 1 月 1 日とすることとして、

本審議会に報告することといたします。

この報告は、この後、午後 7 時 30 分からの審議会で行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本専門部会の審議はすべて終了し、これまでの審議結果を
報告書にまとめ、審議会あて提出することといたします。

事務局は、報告書の（案）を配付してください。

報道機関の方にお伝えします。

ここから、会議終了まで写真、動画の撮影を許可いたしますのでよろしく
よろしくお願いいたします。

【事務局より報告書（案）配布】

部 会 長

それでは、報告書（案）の読み上げを事務局からお願いします。

賃金指導官

【報告書（案）を読み上げ】

部 会 長

この報告書（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【質問等なし】

部 会 長

それでは、本専門部会における審議の結論として、本報告書を審議会に提出してよろしいでしょうか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、本報告書は審議会に提出することとします。冒頭の（案）は削除お願いします。

事務局から、審議会の日程について説明をお願いします。

賃金室長

本審議会をこの後、午後 7 時 30 分から当会議室におきまして、開催いたします。よろしくお願いいたします。

部 会 長

以上で本専門部会の審議はすべて終了いたしました。本年 8 月 5 日の専門部会設置以来、各委員におかれましては、大変お忙しい中、調査・審議に御協力いただいたことについて、感謝申し上げます。

最後に、本日の議事録確認委員は、阿部委員、藤野委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。